

障害者雇用の促進について

【担当省庁：厚生労働省】

1 障害者雇用安定助成金の支給要件の拡大

障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）は、企業に雇用されている障害のある方に対し、訪問型職場適応援助者（訪問型ジョブコーチ）が支援する場合、この支援を実施する事業者に対して助成金を交付するものであるが、本事業を実施する事業者は少ない。

近年、精神障害者や発達障害者の就職件数は増加傾向にあり、雇用に当たって専門的な支援を必要としている企業が多いが、**支援に対する単価が専門職の処遇に見合わないため事業者が拡大しないと**考えられることから、以下の見直しを行っていただきたい。

- 支援経費は、支援日数に日額単価を乗じて算出されるが、専門職の育成・配置が進むよう、**支援案件の1件当たり基礎単価を設定して**いただきたい。

- 企業への支援は、電話による相談やICTを活用したウェブ日報確認、メールによる本人の状態把握・助言などがあるが、**訪問による支援でなければ支援日数に含まれないため、訪問以外の支援も支給対象となるよう要件を緩和して**いただきたい。

京都府
の担当課

商工労働観光部 総合就業支援室(075-682-8918)

■障害者雇用安定助成金の支給対象となる事業者

- ▶ 障害者就業・生活支援センターの指定法人
- ▶ 障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業を行う事業主
- ▶ 助成金の受給資格認定申請を行う年度又はその前年度に、支援した障害者の就職件数と職場実習の件数の合計が3件以上である事業主

■訪問型職場適応援助者（訪問型ジョブコーチ）の要件

- ▶ 訪問型職場適応援助者養成研修などの修了者
- ▶ 障害者のための就労支援の業務経験が1年以上
- ▶ 支援を実施する際に、労働災害に対応できる傷害保険などに加入
- ▶ 国などの委託事業費から人件費の一部又は補助金等から人件費の全部が支払われていない者

■支援対象労働者

- ▶ 身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、難治性疾患のある方、高次脳機能障害のある方、その他地域センターが支援が必要と認める方

■支援の日額単価

- ▶ 1日の支援時間（移動時間を含む）の合計が4時間以上の日 16,000円
- ▶ 1日の支援時間（移動時間を含む）の合計が4時間未満の日 8,000円

■京都府の状況（平成29年4月現在）

- ▶ 助成金の受給認定を受けた事業者 8事業所
- ▶ 上記事業所の訪問型職場適応援助者（訪問型ジョブコーチ） 13人

■ハローワークにおける障害者の職業紹介状況（就業者数、全国）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
身体障害者	28,307 人	28,175 人	28,003 人
知的障害者	17,649 人	18,723 人	19,958 人
精神障害者	29,404 人	34,538 人	38,396 人
その他の障害者	2,523 人	3,166 人	3,834 人
合計	77,883 人	84,602 人	90,191 人

■障害者の平均勤続年数（平成25年度障害者雇用実態調査結果）

- ▶ 身体障害者：10年
 - ▶ 知的障害者：7年9月
 - ▶ 精神障害者：4年3月
- （参考）平成25年賃金構造基本統計調査
一般労働者の平均勤続年数 11.9年